



島根県報

平成21年 9 月 25 日 (金)

第 2, 1 2 3 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定の解除

(森 林 整 備 課) 2

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正

(総 務 課) 2

告 示

島根県告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 9 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
 邑智郡川本町大字三原768-1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
 干害の防備
 - (3) 解除の理由
 指定理由の消滅
 - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
 邑智郡川本町大字三原768-1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 - (3) 解除の理由
 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令

島根県訓令第11号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年 9 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1部（局）長印の項中「統括指導監査監」を「管理監」に改め、同表本庁監又は課長印の項中

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">島 根 県 環 境 生 活 部 人 権 同 和 対 策 課 長 印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">西 部 人 権 啓 発 推 進 セ ン タ ー</div>	20ミリメートル 平方	人権同和対策課西部人権 啓発推進センター長	を
---	----------------	--------------------------	---

」

「

--	--	--	--

」

島根県環境生活部人権同和対策課長印 西部人権啓発推進センター	20ミリメートル 平方	人権同和対策課西部人権啓発推進センター長	
島根県健康福祉部青少年家庭課長印 石 見	20ミリメートル 平方	青少年家庭課の管理監	母子寡婦福祉資金償還事務に関する文書専用

に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 9 月25日から施行する。